

万里一空



町長 上浦 登

百人一首のひとつに「高砂の をのへの桜 咲きにけり 外山のかすみ たたずもあらなむ」(権中納言匡房)という和歌があります。これは、はるかな峰に咲く美しい山桜の眺めに対する愛着を詠んだものですが、4月に入り、町の周辺の里山でもこうした風景が見られる季節となりました。

これから本格的な春を迎え、本町では、義務教育学校として「とよの東学園」「とよの西学園」が開校します。これまで、校舎や体育館の改修など必要な準備を進めてまいりましたが、児童・生徒の皆さんをはじめ、保護者や地域の皆さんには、新たな学校づくりにご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

これから「豊能町に誇りを持ち、自信をもって社会を生き抜く子ども」を育むため、9年間の義務教育を通じて特色ある教育を実施するとともに、地域と繋がる学校運営を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

一方で、義務教育学校の開校に伴い、閉校となる西地区の3つの小学校の跡地利活用につきましては、令和7年度に策定した学校施設跡地利活用に関する基本方針において、地域での利活用と併せて、民間事業者等による利活用について検討することとしており、利活用の実現可能性を探るため、サウンディング型市場調査(民間事業者との対話型市場調査)を行い、財政負担を含めその実現性を検討してまいります。

学校施設は大きな施設であり、利活用が決まらない場合、施設の劣化が進むとともに、地域の活力が失われることにもなりますので、学校がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえながら、できる限り早期に利活用を図るよう取り組んでまいります。

これまで、誰もが安心して住み続けることができるまちを目指して、本町にお住まいの皆さんを対象とした子育て支援や高齢者支援をはじめ、定住化施策や地域の賑わいづくりに取り組んでまいりましたが、令和8年度も、引き続き、皆さんに将来も安心して住んでいただけるよう、さまざまな施策を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

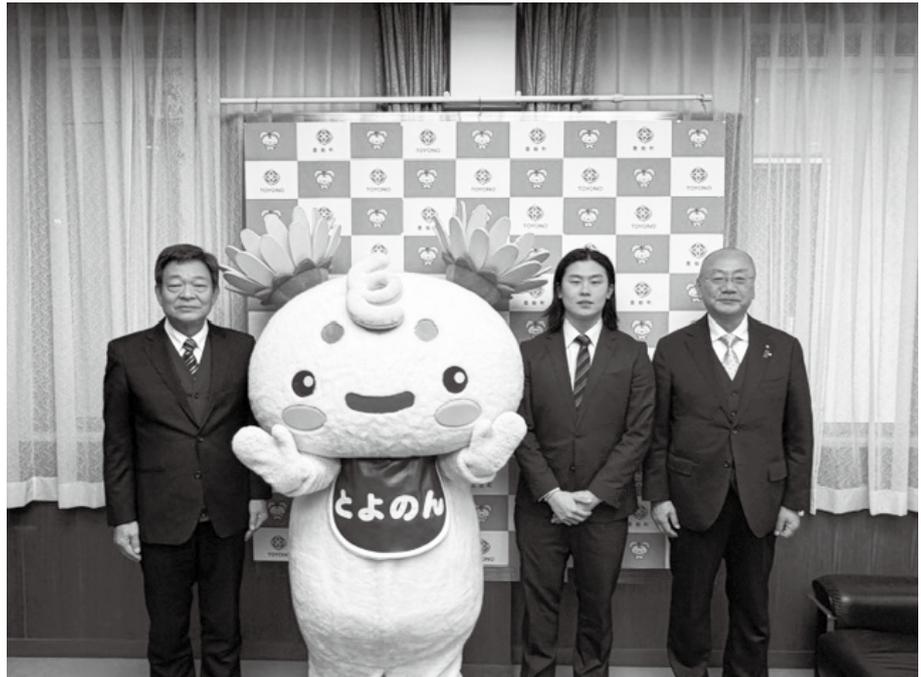
増田 優一さん 表敬訪問

日本自転車競技連盟の強化指定選手(BMX)としてご活躍されている増田優一さん(光風台小学校、吉川中学校出身)が表敬訪問にいられました。

5歳でBMXレースを始めて以来、これまで全日本選手権やジャパンカップで優勝されるなど国内トップクラスの成績を収められるとともに、ユースオリンピックや世界選手権などの世界大会でも活躍されています。

今後は、2028年に開催されるロサンゼルスオリンピックでのメダル獲得を目標に、世界各国で開催されるワールドカップに日本代表として参戦されるそうです。

増田さんの今後ますますのご活躍をお祈りしています。



(右から 上浦町長、増田さん、とよのん、板倉教育長)

問=総合政策課 ☎739-3412

消費生活コーナーより

◆テレビショッピングではテレビ広告以外の情報もしっかり確認を！

【相談事例】（国民生活センター）

先週、母がテレビショッピングで紹介されているマッサージ器を見て電話で注文した。使用したところ、叩く力が強すぎて使えないと感じ、母は事業者に「返品したい」と電話で連絡したが「通電した商品の返品はできない。注文時の電話でも説明している」と言い、返品に応じなかったようだ。（当事者：80歳代）

《ひとこと助言》

テレビショッピングは通信販売にあたるため、クーリング・オフはありませんので、商品の使用感やサイズなども電話口でよく確認しましょう。返品可能でも、未開封に限られています。期限が設けられたりしている場合もあるので、確認しましょう。

◎困ったときは一人で悩まず豊能町消費生活コーナーへご相談ください。

相談日時 月曜日、火曜日、木曜日

午前10時～正午 午後1時～4時

所 住民人権課内消費生活コーナー

☎ 739・3402

FAX 739・1980

【国民健康保険に関するお知らせ】 人間ドック受診費用の一部助成について

人間ドックを受診する方を対象に人間ドックの受診費用の一部を助成します。人間ドックと特定健康診査はどちらか一方の受診となります。

要件＝次の(1)～(6)全てに該当する豊能町国民健康保険加入者が対象です。

- (1) **豊能町国民健康保険の被保険者期間中**に助成対象となる全ての検査項目を実施する人間ドックを受診した方
- (2) 同じ年度内において、特定健康診査を受診していない方
- (3) 人間ドック受診日において40歳以上74歳以下の方
- (4) 申請日において、納期限到来の国民健康保険料を完納している世帯に属する方
- (5) 同じ年度内において、人間ドック助成金の交付を受けていない方
- (6) **人間ドックの検査結果の写しを提出し、特定保健指導およびその他の保健事業の対象者となった場合、当該保健事業を受けることに同意する方**

助成金額＝年度中（4月1日～翌年3月31日）1回に限り、**13,000円を限度**に助成します。

※医療機関などでの支払額が13,000円を下回る場合は、その支払額が上限となります。

申請期限＝人間ドック受診後3か月以内を目安に申請してください。

助成対象となる検査項目＝次の項目が全て記載された検査結果の写しを提出してください。

検査項目	
特定健康診査で決められた項目	特定健診の項目に町独自で追加する項目
○ 身体測定（身長・体重）・腹囲測定	
○ 血圧測定	
○ 医師の判定	
○ 尿検査…尿蛋白・尿糖	○ 尿検査…尿潜血
○ 血液検査…中性脂肪（空腹時または随時）・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST (GOT)・ALT (GPT)・γ-GT (γ-GTP)・血糖（空腹時または随時）・HbA1c・血清尿酸・eGFR・血清クレアチニン	○ 血液検査…血清アルブミン・白血球・赤血球・血色素・ヘマトクリット値

申請に必要なもの＝

申請書、豊能町国民健康保険の「**被保険者資格を確認できるもの***」、印鑑、振込口座のわかるもの、人間ドック受診費用の**領収書（受診日、病院名、受診者、金額が記載されたもの）**、人間ドック**受診結果の写し（医師の氏名が記載されたもの）**

※〈1〉または〈2〉のいずれか 〈1〉マイナ保険証および資格情報のお知らせ 〈2〉資格確認書

提出先＝保険課または吉川支所 **問**＝保険課（国保） ☎ 739-3422

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

後期高齢者医療健康診査・歯科健診について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査および歯科健診を実施しています。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」・「歯科健診のお知らせ」をお送りします（年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします）。

広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中（4月1日～翌年3月31日）に1回、無料で受診することができます。

健康診査の受診の際は、**受診券と「被保険者資格を確認できるもの※」**を、歯科健診の受診の際は**「被保険者資格を確認できるもの※」**を忘れずにお持ちください（**歯科健診の受診券はありません**）。

※〈1〉または〈2〉のいずれか 〈1〉マイナ保険証 〈2〉資格確認書

ただし、以下に該当する方は、健康診査および歯科健診の対象外となります。

①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方 ②施設に入所または入居している方

（退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問合わせください。）

・事前に必ず受診希望の医療機関および歯科医院へ実施状況を含めてお問合わせください。

・人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

助成金額＝各年度中（4月1日～翌年3月31日）1回の受診に対し、26,000円を上限に助成します。

申請に必要なもの＝①申請書（質問票を含む）…申請時にお渡しします。 ②本人確認書類 ③振込口座のわかるもの ④人間ドック受診費用の領収書 ⑤人間ドック受診結果の写し

※詳細は、受診券に同封の案内文をご覧ください。

提出先＝保険課または吉川支所

問＝大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031 FAX06-4790-2030

※受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分

または豊能町保険課（国保） ☎739-3422



自衛官募集



募集種目＝自衛官候補生（男・女）※その他の募集種目については、お問い合わせください。

対＝18歳以上33歳未満の者※32歳の方は、一度下記の連絡先にお問い合わせください。

受付期間＝年間を通じて受付

問＝自衛隊豊中募集案内所（阪急豊中駅下車、西へ徒歩2分） ☎・FAX06-6843-8400

問
||
選
挙
管
理
委
員
会
事
務
局
7
3
9
・
3
4
1
3



3月11日、大阪府庁にて、昨年7月の参議院議員通常選挙の選挙事務の適正な管理執行等に対し、豊能町選挙管理委員会が総務大臣より表彰されました。

豊能町選挙管理委員会が
表彰されました

令和8年度の固定資産課税台帳および縦覧帳簿がご覧いただけます

自己の所有する固定資産の評価額および税額を記載した「固定資産課税台帳」と、固定資産の評価額が他の土地や家屋と比較して適正かを判断するための参考資料として、町内にある固定資産の所在地番や評価額を記載した「縦覧帳簿」が下記のとおりご覧いただけます。

なお、固定資産課税台帳に新たに登録された価格について、不服がある場合には、税務課にお問合わせのうえ、固定資産評価審査委員会（総務課内）に文書をもって審査の申出をすることができます。

令和8年度固定資産税納税通知書は5月中旬に発送する予定です。

	固定資産課税台帳	縦覧帳簿
ご覧いただける方	固定資産税の納税義務者 納税義務者の同一世帯の親族 納税管理人 借地人、借家人 委任を受けた代理人 など	固定資産税の納税者 納税者の同一世帯の親族 納税管理人 納税者の委任を受けた代理人 注：非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は納税者でないため縦覧できません。 賦課期日（令和8年1月1日）後に所有者となった方は縦覧できません。
対象となる固定資産	固定資産課税台帳により、ご自身が所有等される土地・家屋の評価額、税額などが閲覧できます。	縦覧帳簿により、町内の土地・家屋（自己所有物件以外も含む）の評価額などが縦覧できます。
期間	4月1日(水)～※土・日・祝日など役場閉庁日を除く	4月1日(水)～6月1日(月)※土・日・祝日など役場閉庁日を除く
時間・場所	・午前9時～午後5時 ・税務課および吉川支所の各窓口	
持ち物	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ※代理人は、委任状が必要です。 ※借地人・借家人は、賃貸借契約書などの写しが必要です。	
手数料	名寄1件につき300円※ただし、6月1日(月)までは無料	無料

問＝税務課 ☎739-3417

令和8年度移住関連補助金のお知らせ

まちの活性化と労働力不足の改善を図るため、豊能町へ移住した方を対象に補助金を支給しています。

移住就職応援支援金

大阪府外に3年以上居住した後、町内に転入する方への補助金です。

●交付対象者（抜粋）

- ・4月1日において18歳以上50歳未満の方
- ・申請前に町と要件の確認を行った方
- ・転入から3カ月経過していない方
- ・転入以前に連続して3年以上大阪府外に居住していた方

●補助額

次の中から該当する額を基本支給額として支給します。

- ・単身世帯…5万円
 - ・単身世帯以外の世帯…10万円
 - ・若年夫婦世帯等…20万円
 - ・子育て世帯…30万円
- また町内で働く方または事業を営む方は次の額を加算します。
- ・就業、テレワーク、起業…10万円
 - ・介護職、看護職、交通事業者に従事する方…20万円

Uターン奨励金

入学や就職を機に転出したが、再び町内に転入する方への補助金です。

●交付対象者（抜粋）

- ・出生から18歳までの間に町内に住民登録を有していたことがある方
 - ・町外へ転出して2年以上経過した後、町内へ転入した方
 - ・学校卒業後1年以内の方、または23歳以上50歳未満の方
 - ・転入から1年経過していない方
- 補助額
交付対象者一人につき5万円

●（共通事項）

申込期限 令和9年3月31日（水）
※予算がなくなり次第終了

●申請方法

総合政策課へ申請書類の提出（窓口・郵送）申請書類は町ホームページにて取得可能です。

●注意点

※交付要綱を必ずご確認ください。
※申請日から3年以上継続して居住し続けることが条件です。3年未満で町外へ転出した場合、補助金は返還していただきます。

問 総合政策課
☎739・3412

令和8年度豊能町にぎわい 事業補助金のお知らせ

来町者を多数呼び込み、まちのにぎわいを創出する事業などの実施により、まちの活性化を図ることを目的とした補助金です。

●募集期間

①前期

補助対象事業実施月 4月～9月

申込期間 4月1日(水)～8月28日(金)

②後期

補助対象事業実施月 10月～令和9年3月

申込期間 9月1日(火)～令和9年2月26日(金)

●補助対象事業

- ・ 来町者を多数呼び込むことにより、地域の活性化を図るための次の事業
- ・ 営利を目的としない事業
- ・ 宗教の教義を広める、または政治上の主義を推進する行為をしない事業

●補助額

補助対象経費合計額の3分の2、または補助対象経費から当該事業等にかかる収入の見込額を差し引いた額のいずれか低い方で、かつ上限5万円(千円未満切り捨て)。

●注意点

前期後期を問わず、1団体または個人につき年1回の交付となります。

●申請方法

総合政策課へ申請書類の提出(窓
口・郵送) 申請書類は町ホームページにて取得可能です。

問 総合政策課

☎ 739・3412

豊能町住宅建替え促進事業 既存空き家除却補助金の 申請について

豊能町住宅建替え促進事業として、「既存空き家除却補助金」の交付申請の受付を行います。

受付期間 4月6日(月)～10月30日(金)

※予定件数に達した時点で終了

既存空き家除却補助金 補助の交付対象となる空き家

- ・ 町内の個人所有の空き家住宅(1年以上空き家であること)
- ・ 再建築可能な敷地にあること
- ・ 違法建築でないこと
- ・ 除却後に建築物の存在しない更地となること(※ボックスカルバート等地下駐車場等は除く)

補助の交付対象者

・ 補助対象空き家に係る所有権等を有する個人であること

・ 町税を滞納していないこと

補助額 除却に要する費用(消費税を除く)の30%で、最大75万円

※千円未満は切り捨て

申 建設課(都市計画グループ)へ
申請書類を提出(窓口・郵送)

申請書類は町ホームページにて取得可能です。

問 (除却補助制度) 建設課(都市計画グループ) ☎ 739・3425

固定資産税の減免

対 「既存空き家除却補助金」の交付を受け、「空き家除却確認書」および「認定敷地証明書」の交付を受けた敷地

減免期間 対象空き家を除却した日以後に到来する1月1日の属する年度の翌年度から最大3年間

申 税務課へ「認定敷地証明書」の写しを提出。詳細は税務課へお問合せください。

注意 補助に関する問合せなどについては、吉川支所では行っていません。

問 (固定資産税) 税務課

☎ 739・3417

(広告)

広告

令和8年度空き家バンク 活用促進事業補助金 お知らせ

住む人がいなくなり空き家となつた住宅は、そのまま放置すると、害虫の発生や雑草の繁殖、家屋の倒壊などさまざまな問題の発生原因となります。そこで、町では空き家を所有している人と、空き家を探している人を繋ぐ、空き家バンク制度を実施しています。

その中で、空き家バンクに関する補助金をご紹介します。

家財道具等処分補助金

売却や賃貸を考へても、住宅内に残つた家財道具の処分が障壁となる場合があります。そこで、家財道具の処分等に要する費用の一部を補助します。

申込期限 令和9年2月26日（金）

●補助対象者

- ・対象となる空き家の空き家バンク登録者であつて、補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思のある方
- ・町税を滞納していない方

●補助対象経費

- ・家財道具の処分・搬出に必要な次の経費
- ・収集運搬および処分代行業者への

委託料

- ・分別作業代行業者への委託料
- ・運搬車両賃借料

●補助額

補助対象経費の3分の2以内の額で、最大20万円（千円未満切り捨て）

●注意点

- ・交付決定を受けた日から2年以上豊能町空き家バンクに登録することが交付の条件です。2年未満で豊能町空き家バンクの登録を抹消した場合、補助金は返還していただきます（マッチングにより不動産の売買・賃貸契約がなされた場合は除く）。

リフォーム工事補助金

売却や賃貸を行うにも、老朽化が進んでしまった家には、入居希望者はなかなか現れません。そこで、空き家バンクに登録されている空き家のリフォーム工事費用の一部を補助します。

申込期限 令和9年2月26日（金）

●補助対象者

- ・居住目的で豊能町空き家バンクに登録されている空き家を購入した後、豊能町に転入し3年以上継続して居住する意思を有する方
- ・違法に建築されていない空き家を豊能町空き家バンクに登録し賃貸する方
- ・町税を滞納していない方

●補助対象工事

- ・住居の居住性を良好にするための増築、改築および修繕工事
- ・住宅の機能を向上させるための修繕に係る工事

●補助額

補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の2分の1以内の額で最大40万円（千円未満は切り捨て）

●注意点

- ・豊能町に転入後、3年以上継続して居住し続けることが条件となります。3年未満で転出した場合、補助金は返還していただきます。

問 総合政策課

739・3412

たんぽぽメールに 登録しましょう！

災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報、子ども・防犯その他緊急情報などをメールで配信しています。次の二次元バーコードから登録してください。



登録はこちら

問 = 広報職員課 ☎ 739 - 3413

結婚新生活応援支援金 お知らせ

若年世帯の結婚を応援するため、結婚に伴う住居取得費用の一部を補助します。

申込期限 令和9年3月31日（水）

●支援対象者

- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、その婚姻関係を継続している世帯
- ・婚姻届受理時点で、夫婦ともに39歳以下である方
- ・夫婦の合計所得金額が500万円未満の夫婦（500万円以上の方でも貸与型奨学金の返済があれば合計所得金額から年間返済額を控除します）
- ・妊娠、出産、育児および家事に関する講座を受講した方

●補助対象事業

- ・住宅取得費用
- ・住宅賃借費用
- ・転居費用
- ・リフォーム工事費用

●補助額

一世帯あたり30万円（夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円）を上限として支給

問 総合政策課

739・3412